令和４年１１月１４日

各小学校・中学校・義務教育学校　保護者の皆様へ

相模原市教育委員会

教育長　渡邉　志寿代

（公印省略）

学校における感染対策について（お知らせ）

日頃より、本市教育行政にご理解とご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

　さて、学校における感染対策につきましては、国および県からの通知に基づいて対応しているところですが、現在の市内小中学校等及び地域の感染状況及び児童生徒の状況に鑑み、感染対策の一部を以下のとおりの対応として教育活動を継続してまいりますので、お知らせします。

１　マスクの着用について

（１）屋外では、人との距離（めやす２ｍ）が確保できる場合は、マスク着用の必要はありません。

（２）体育の授業や運動部活動の活動中、登下校の際には、感染対策上の工夫や配慮を行いながら、児童生徒に対してマスクを外すよう指導します。

（３）屋内では、人との距離（めやす２ｍ）が確保でき、会話をほとんど行わない場合（授業中含む。）は、マスク着用の必要はありません。

（４）様々な理由によりマスクを着用する、着用しない等が考えられることから、児童生徒がマスクの着脱により、誤解や偏見に基づく差別を行わないよう適切に指導します。

２　健康観察について

（１）各学校で行っている「健康観察票」を用いた確認については、基本的には行いませんが各学校の感染状況等に応じて継続することもございますので、引き続き、ご協力いただきますようお願いします。

（２）「健康観察票」を用いた確認の有無にかかわらず、登校前の家庭での健康観察を継続していただき、お子様に発熱等の風邪症状が見られる場合は自宅で休養してください。

（３）学校の判断により、日常における「健康観察票」を用いた確認を行なわない場合でも、バスで移動する校外学習（遠足、若あゆ、やませみ）等、集団で長時間にわたり行動する行事や活動が予定されている場合については、「健康観察票」を使用したお子様の健康状態の把握を行います。

３　その他

今後、感染が拡大した際には、状況によって変更する場合もございますので、ご了承ください。

以　上

担当

○新型コロナウイルス感染症に関すること

学校保健課：０４２－７０７－７１９９

○教育課程等に関すること

学校教育課：０４２－７６９－８２８４